

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会
設置要綱

(背景)

第1条 千代田区教育委員会では、和泉小学校・いずみこども園等施設に老朽化等の課題があることから建替えに向けて取り組んでおり、これまでの間、「検討準備会」及び「校・園関係者懇談会」の場を設けて、施設の関係者からご意見等をいただきながら検討を行ってきた。そして令和5年度には、小学校・こども園の機能継続の観点等から、現地建替えではなく隣接する和泉公園（都市計画公園）へ移転建替えを行い、公園との一体的整備を行う考えを整理した。〔基本構想素案（たたき台）〕

(設置)

第2条 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備の検討を進めるにあたり、新たに公園利用の視点も含めて施設と地域の関係者からご意見をいただくため、「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 検討会は以下の構成をもとに別表に示す者を委員とする。

- (1) 施設関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 隣接関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 千代田区

2 検討会委員の任期は、千代田区教育委員会による「（仮称）施設・公園の一体的整備構想」の策定までとし、また年度ごとに更新を行うものとする。

(検討事項)

第4条 検討会は、次の事項について千代田区教育委員会に意見等を述べ、また検討会内で意見交換する。

- (1) 和泉小学校・いずみこども園等施設及び和泉公園の使われ方について
- (2) 和泉小学校・いずみこども園等施設及び和泉公園の今後の整備について
- (3) 「（仮称）施設・公園の一体的整備構想」の内容について

(運営等)

第5条 検討会の開催及び運営に係る次の事務は、いずれも事務局が担う。

(1) 開催にあたっての日程調整・決定及び通知作業

(2) 議題または聴取する事項等の調整と次第作成

(3) 会議録(概要)の作成及び委員への確認・送付

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開(会議録の公開等)とする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、千代田区教育委員会事務局子ども部子ども施設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は千代田区教育委員会事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日から適用する。

別表(第3条関係)

	構成	委員	
1	施設関係者	小学校・こども園	和泉小学校
2			学校運営協議会
3			いずみこども園
4	地域関係者	町会	秋葉原東部町会連合会
5			地元町会(神田和泉町町会)
6		園児・児童・青少年	和泉小学校 PTA
7			いずみこども園 PTA
8			青少年委員
9		代替園庭利用	近隣私立保育園
10	隣接関係者	災害拠点病院、緊急医療救護所	三井記念病院
11	学識経験者	アドバイザー(地域デザイン・建築計画)	日本大学理工学部教授
12	千代田区	公園管理者	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長
13		教育委員会	子ども部 教育担当部長